

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニクロ沼津店・ジーユー沼津店 沼津市寿町831-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

新日本橋通商株式会社 東京都中央区新川二丁目27-1 代表取締役 橋爪栄

3 変更した事項

(i) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 氏名又は名称     | 変更前        | 変更後       | 変更年月日     |
|------------|------------|-----------|-----------|
| 新日本橋通商株式会社 | 代表取締役 柳澤隆行 | 代表取締役 橋爪栄 | 令和6年3月27日 |

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年10月16日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

富士市富士岡複合店舗 富士市富士岡465-19ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目2-3 代表取締役 濱野敬一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 氏名又は名称                    | 変更前        | 変更後        | 変更年月日    |
|---------------------------|------------|------------|----------|
| 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 | 代表取締役 西野敏哉 | 代表取締役 濱野敬一 | 令和6年4月1日 |

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年10月16日